

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社マルカワ建設
主たる営業所の所在地	兵庫県神戸市
許可番号	兵庫県知事第 112464 号
許可を受けている建設業の種類	土、舗、し、水 と、石、鋼、塗、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 5 年 9 月 1 1 日
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項（同条同項第 3 号該当）
処分の内容	<p>建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社マルカワ建設及びその従業員 1 名は、その業務に関し、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により、神戸簡易裁判所において、法人は罰金 20 万円、従業員は罰金 10 万円の判決を受け、法人は令和 5 年 5 月 24 日、従業員は令和 5 年 5 月 31 日にそれぞれ刑が確定している。</p> <p>このことは建設業法 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。</p>